解散公告（第一回）

当社は商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第十九条第一項の規定により平成八年六月一日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

埼玉県川口市芝西二丁目一三番一一号
有限会社トータルライフプランニング
コーポレーション
代表清算人　稲川　満

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

滋賀県彦根市芹町六番二七号
財団法人千歳共済会
清算人　山田由美子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日責任役員会で解散することを決議し、平成二十四年十一月八日宗教法人法第四十八条の認証をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

島根県邑智郡邑南町上田一一三五番地
宗教法人了泉坊
清算人　三上　徹

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年十一月十五日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

静岡市葵区安東二丁目一五番一三号
静岡市蒲原六番向道上土地区画整理組合
清算人代表　山島　聖作

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

大阪府豊中市新千里北町二丁目四〇番地
新千里北町第2団地住宅管理組合法人
清算人　室田　有望

解散公告（第三回）

当法人は、総会の決議並びに平成二十四年十一月十四日付長崎県知事の認可により、同年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

長崎市上町一番三五号
社団法人長崎県情報化推進センター
清算人　水田　譲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

宮崎県宮崎市大字熊野四九七番地一
財団法人木花振興会
代表清算人　長友　勤

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十一月六日沖縄県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月七日

沖縄県名護市字宮里八七五番地一〇
名護市字茂佐第二土地区画整理組合
代表清算人　照屋　栄治

配当公告

愛知県豊橋市大岩町字久保田一三番地一
破産者　有限会社ウスイ

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十一年（フ）第一〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二八七、九八五、八九九円

一、配当することのできる金額
金五〇、一二四、一一九円

平成二十四年十二月七日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一タワーレジデンスHADA二〇一・二〇二号
破産管財人　高和　直司

配当公告

愛知県清須市朝日貝塚八〇番地
破産者　アテナ販売株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二九九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三六、五九二、九六二円

一、配当することのできる金額
金一四、八〇二、七八九円

平成二十四年十二月七日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル三〇一号　山田靖典法律事務所
破産管財人　山田　義典

配当公告

岡山市北区下中野三一二番地の一〇九
破産者　株式会社尾図計画

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十四年（フ）第二三二号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二一、三一〇、〇六九円

一、配当することのできる金額
金三六、五〇八、二四八円

平成二十四年十二月七日

岡山市北区富田町一丁目八番六号片桐ビル二階
破産管財人　桑島　幹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市新中野町三丁目二番、最後の住所北海道苫小牧市新中野町三丁目二番一三号
被相続人　亡　兼松　崇晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月七日

事務所北海道苫小牧市旭町四丁目七番六号
相続財産管理人　司法書士　山川　資